

障がい者に関する使用料等の減免について（対象施設の追加）

1 目 的

現在本市では、障がい者及び障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減や障がい者の自立促進を図るため、統一的な基準に基づく公共施設の使用料等の減免に関する規則等の整備を進めておりますが、この度、次の施設を減免の対象施設に追加することといたします。

2 対象となる施設と減免内容（別紙「※今回追加分」）

（1）集会所（各地区会館）

- ・構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合 **5 割減免**

（2）高齢者生きがい福祉施設（花川北憩いの家、並びに横町寿の家又は厚田憩いの家の浴室等）

- ・身体障がい者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用をする場合

10 割減免

（3）石狩浜海水浴場駐車場、川下海浜公園（駐車場）

- ・二輪車・普通車に関しては障がい者が乗車している場合は **10 割減免**

中型車・大型車に関しては2人以上の障がい者が乗車している場合は **5 割減免**

（4）石狩市営住宅駐車場

- ・駐車場の使用者又は同居者が障がい者である場合は **10 割減免**

（減免の対象となる障がい者の範囲や等級の拡大）

3 対象となる障がい者

- （1）身体障がい者・・・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

- （2）知的障がい者・・・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所で知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所で知的障害児の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者。

- （3）精神障がい者・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

4 実施時期

令和8年4月1日より施行